



平成18年10月24日

各 位

不動産投信発行者名

東京都千代田区神田錦町三丁目5番地1
日本ロジスティクスファンド投資法人
代表者名 執行役員 山 川 亮
(コード番号: 8967)

投資信託委託業者

三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社
代表者名 代表取締役 山 川 亮
問い合わせ先 取締役業務部長 五十嵐 龍 人
TEL. 03-5259-6050

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成18年8月10日付け日本経済新聞にて公告のとおり、平成18年11月22日に第2回投資主総会を開催する予定であり、平成18年10月24日開催の役員会におきまして、規約一部変更及び役員選任に関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせ致します。

なお、下記事項は、平成18年11月22日に開催される本投資法人の第2回投資主総会において承認されることにより、有効となります。

記

1. 規約一部変更について

変更理由は、以下の通りです。

- (1) 投信法の改正に伴い、字句の変更等、全般にわたって所要の変更を行うものです。
- (2) 資産運用の対象とする特定資産の見直しを行うとともに、今後の投資対象物件の範囲を明確化するものです。
- (3) 本投資法人の設立に際して必要とされた規約記載事項について、規約の簡素化を図るため、現状不要となった文言を削除するものです。
- (4) その他、字句の修正、表現の統一及び定義の明確化を行うものです。

(規約変更の詳細については、別紙「第2回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

提案理由は、以下の通りです。

- (1) 執行役員 山川 亮は、平成19年2月22日をもって任期満了となりますが、第2回投資主総会終結の時をもって一旦辞任し、あらためて執行役員1名を選任するものです。
- (2) 監督役員 東 哲也及び永沢 徹は、平成19年2月22日をもって任期満了となりますが、第2回投資主総会終結の時をもって一旦辞任し、あらためて監督役員2名を選任するものです。

(役員選任の詳細については、別紙「第2回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 投資主総会等の日程

平成 18 年 10 月 24 日	投資主総会提出議案の役員会承認
平成 18 年 11 月 7 日	投資主総会招集通知の発送（予定）
平成 18 年 11 月 22 日	投資主総会（予定）

以 上

添付資料

- ・ 第 2 回投資主総会招集ご通知

※本投資法人のウェブサイト <http://8967.jp/>



平成18年11月7日

投資主各位

東京都千代田区神田錦町三丁目5番地1
日本ロジスティクスファンド投資法人
執行役員 山 川 亮

第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、本投資法人の第2回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成18年11月21日（火曜日）までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人規約抜粋）

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 平成18年11月22日（水曜日）午後2時00分
2. 場 所： 東京都千代田区神田美土代町7番地
ベルサール神田 ROOM1（住友不動産神田ビル3階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項：
決議事項
第1号議案： 規約一部変更の件
第2号議案： 執行役員1名選任の件
第3号議案： 監督役員2名選任の件

以 上

- （お願い）◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://8967.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承下さい。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 投信法の改正に伴い、字句の変更等、全般にわたって所要の変更を行うものです。
- (2) 資産運用の対象とする特定資産の見直しを行うとともに、今後の投資対象物件の範囲を明確化するものです。
- (3) 本投資法人の設立に際して必要とされた規約記載事項について、規約の簡素化を図るため、現状不要となった文言を削除するものです。
- (4) その他、字句の修正、表現の統一及び定義の明確化を行うものです。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (商号) <u>本規約で設立する</u> 投資法人は、日本ロジスティクスファンド投資法人（以下「本投資法人」という。）と称し、英文ではJapan Logistics Fund, Inc. と表示する。	第1条 (商号) 本投資法人は、日本ロジスティクスファンド投資法人（以下「本投資法人」という。）と称し、英文ではJapan Logistics Fund, Inc. と表示する。
第2条 (目的) 本投資法人は、 <u>「投資信託及び投資法人に関する法律」</u> （昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に基づき、投資法人の資産を主として特定資産（投信法第2条第1項に掲げる資産をいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とする。	第2条 (目的) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に基づき、投資法人の資産を主として特定資産（投信法第2条第1項に掲げる資産をいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とする。
第4条 (公告の方法) 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。	第4条 (公告の方法) 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。



現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 投資口</p> <p>第 5 条（<u>発行する投資口の総口数</u>）</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本投資法人の<u>発行する投資口の総口数</u>は、2,000,000口とする。2. （記載省略）3. 本投資法人は、<u>第 1 項の投資口数の範囲内において、役員会の承認を得て投資口の追加発行ができるものとする。当該投資口の追加発行における 1 口当たりの発行価額は、本投資法人に属する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な価額として役員会で決定した価額とする。</u> <p>第 6 条（<u>投資口の取扱に関する事項</u>）</p> <p>本投資法人が発行する投資証券の種類、<u>投資口の名義書換（証券保管振替制度による実質投資主（以下「実質投資主」という。）に関する名簿（以下「実質投資主名簿」という。）への記載又は記録を含む。以下同じ。）</u>、<u>質権の登録及びその抹消</u>、<u>投資証券の再発行その他の手続並びにその手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定めるところによる。</u></p> <p>第 7 条（<u>投資法人が常時保持する最低限度の純資産額</u>）</p> <p>本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000万円とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 投資口</p> <p>第 5 条（<u>発行可能投資口総口数</u>）</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本投資法人の<u>発行可能投資口総口数</u>は、2,000,000口とする。2. （<u>現行のとおり</u>）3. 本投資法人は、<u>発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得てその発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるとする。募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。）</u> 1 口当たりの発行価額は、<u>執行役員が決定し、本投資法人の保有する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な金額として役員会が承認する金額とする。</u> <p>第 6 条（<u>投資口の取扱に関する事項</u>）</p> <p>本投資法人が発行する投資証券の種類、<u>投資主名簿（証券保管振替制度による実質投資主（以下「実質投資主」という。）に関する名簿（以下「実質投資主名簿」という。）を含む。以下同じ。）への記載又は記録、投資証券の再発行その他の手続並びにその手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定めるところによる。</u></p> <p>第 7 条（<u>最低純資産額</u>）</p> <p>本投資法人の<u>最低純資産額は、5,000万円とする。</u></p>



現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 投資主総会</p> <p>第 9 条 (招集)</p> <p>1. 本投資法人の投資主総会は、<u>その開催場所を東京都各区内として、2年に1回以上開催する。</u></p> <p>2. (記載省略)</p> <p>第11条 (決議)</p> <p>投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合の他、出席した投資主の議決権の過半数でこれを行う。</p> <p>第12条 (議決権の代理行使)</p> <p>1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項において当該投資主又は代理人に<u>選任された投資主は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出しなければならない。</u></p> <p>第13条 (書面による議決権の行使)</p> <p>1. <u>投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. (記載省略)</p> <p>第14条 (電磁的方法による議決権の行使)</p> <p><u>本投資法人は、役員会の決議をもって、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使することができる旨定めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 投資主総会</p> <p>第 9 条 (招集)</p> <p>1. 本投資法人の投資主総会は、<u>原則として、2年に1回以上開催する。</u></p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>第11条 (決議)</p> <p>投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合の他、出席した投資主の議決権の過半数を<u>もって</u>行う。</p> <p>第12条 (議決権の代理行使)</p> <p>1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の<u>場合</u>において、当該投資主又は代理人は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出しなければならない。</p> <p>第13条 (書面による議決権の行使)</p> <p>1. <u>書面による議決権の行使は、投資主が議決権を行使するための書面(以下「議決権行使書面」という。)に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。</u></p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>第14条 (電磁的方法による議決権の行使)</p> <p><u>電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。</u></p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>第15条（みなし賛成）</p> <ol style="list-style-type: none">1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。 <p>第16条（基準日） （新設）</p> <p>本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告し、一定の日における投資主名簿（実質投資主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された投資主をもって、その権利を行使すべき投資主とするものとする。</p> <p>第17条（投資主総会議事録）</p> <p>投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。</p>	<p>第15条（みなし賛成）</p> <ol style="list-style-type: none">1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。 <p>第16条（基準日）</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>決算期（第38条において定義する。以下同じ。）から3か月以内の日を投資主総会の日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。</u>2. <u>前項の他、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告し、一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき者としてすることができる。</u> <p>第17条（投資主総会議事録）</p> <p>投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>を記載した議事録を作成する。</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>第4章 <u>執行役員、監督役員及び役員会</u> 第18条 (<u>執行役員及び監督役員</u>の員数並びに役員会の構成) 本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とし、<u>執行役員と監督役員</u>は役員会を構成する。</p> <p>第19条 (<u>執行役員及び監督役員</u>の選任及び任期)</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>執行役員及び監督役員</u>は、投資主総会の決議をもって選任する。ただし、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる<u>執行役員及び監督役員</u>はこの限りでない。2. <u>執行役員及び監督役員</u>の任期は、就任後2年とする。ただし、補欠又は増員のために選任された<u>執行役員</u>又は<u>監督役員</u>の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。<p>第20条 (<u>執行役員及び監督役員</u>の報酬の支払基準) 本投資法人の<u>執行役員及び監督役員</u>の報酬の支払基準及び支払の時期は、次のとおりとする。</p><ol style="list-style-type: none">(1) (記載省略)(2) (記載省略)	<p>第4章 <u>役員</u>及び役員会 第18条 (<u>役員</u>の員数並びに役員会の構成) 本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とし、<u>役員</u>（<u>執行役員及び監督役員</u>をいう。以下同じ。）は役員会を構成する。</p> <p>第19条 (<u>役員</u>の選任及び任期)</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>役員</u>は、投資主総会の決議によって選任する。2. <u>役員</u>の任期は、<u>選任後2年</u>とする。ただし、補欠として又は増員のために選任された<u>役員</u>の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。 <p>第20条 (<u>役員</u>の報酬の支払基準) 本投資法人の<u>役員</u>の報酬の支払基準及び支払の時期は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) (現行のとおり)(2) (現行のとおり)



現 行 規 約	変 更 案
<p>第21条（<u>執行役員及び監督役員</u>の賠償責任の免除）</p> <p>本投資法人は、<u>執行役員又は監督役員による法令又は規約に違反する行為に関する責任</u>について、<u>当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任ずべき額から以下に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>役員会の決議の日の属する営業期間（第37条にいう営業期間をいう。以下同じ。）又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行上の対価として本投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（第2号に定めるものを除く。）の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の4年分に相当する額</u></p> <p>(2) <u>当該執行役員又は監督役員が本投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4を乗じた額とのいずれか低い額</u></p> <p>第22条（招集及び議長）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. 役員会の招集通知は、<u>会日の3日前までに、執行役員及び監督役員</u>の全員に対して発するものとする。ただし、<u>執行役員及び監督役員</u>の全員の同意を得て、招集期間を短縮又は招集手続を省略することができる。</p>	<p>第21条（<u>役員</u>の賠償責任の免除）</p> <p>本投資法人は、<u>役員</u>の<u>投信法第115条の6第1項の責任</u>について、<u>当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員</u>の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、<u>法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第22条（招集及び議長）</p> <p>1. （現行のとおり）</p> <p>2. 役員会の招集通知は、<u>役員会</u>の日の3日前までに、<u>役員</u>の全員に対して発するものとする。ただし、<u>役員</u>の全員の同意を得て、招集期間を短縮又は招集手続を省略することができる。</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>第24条（役員会議事録） 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した<u>執行役員及び監督役員</u>が、これに署名又は記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p> <p>第26条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会において選任する。<u>ただし、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる会計監査人はこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">第6章 資産運用の対象及び方針</p> <p>第29条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して、主として不動産等（第31条第2項に定める資産をいう。以下同じ。）及び不動産対応証券（第31条第3項に定める資産をいう。以下同じ。）等の特定資産に投資を行うことを通じてその資産の運用を行う。</p>	<p>第24条（役員会議事録） 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果<u>並びにその他法令に定める事項</u>を記載した議事録を作成し、出席した<u>役員</u>が、これに署名又は記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p> <p>第26条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会において選任する。</p> <p>第29条（<u>会計監査人の賠償責任の免除</u>） <u>本投資法人は、会計監査人の投信法第115条の6第1項の責任について、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該会計監査人の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 資産運用の対象及び方針</p> <p>第30条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して、主として不動産等（第32条第2項に定める資産をいう。以下同じ。）及び不動産対応証券（第32条第3項に定める資産をいう。以下同じ。）等の特定資産に投資を行うことを通じてその資産の運用を行う。</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>第30条（投資態度）</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本投資法人は、物流施設の用途に供されている不動産又はこれを裏付けとする不動産対応証券等の特定資産（以下、これらを併せて「不動産関連資産」という。）を主な投資対象とする。2. （記載省略）3. （記載省略）4. （記載省略）5. 本投資法人は、その有する資産の総額のうちに占める不動産の価額の割合として財務省令で定める割合が100分の75以上となるようにその資産を運用するものとする。6. 本投資法人の運用にあたっては、第31条第2項各号に掲げる資産のうち不動産及び不動産を信託する信託の受益権への投資を基本とするが、投資環境、資産規模等によっては、不動産及び不動産を信託する信託の受益権以外の不動産等及び不動産対応証券への投資を行う。 <p>第31条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <ol style="list-style-type: none">1. （記載省略）2. （記載省略）3. （記載省略）4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。	<p>第31条（投資態度）</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本投資法人は、<u>主として物流施設（物流関連インフラの用途に供される不動産を含む。）</u>の用途に供されている不動産又はこれを裏付けとする不動産対応証券等の特定資産（以下、これらを併せて「不動産関連資産」という。）を主な投資対象とする。2. （現行のとおり）3. （現行のとおり）4. （現行のとおり）5. 本投資法人は、その有する資産の総額のうちに占める<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。以下同じ。）</u>第67条の15第9項に規定する不動産等の価額の割合として財務省令で定める割合が100分の75以上となるようにその資産を運用するものとする。6. 本投資法人の運用にあたっては、第32条第2項各号に掲げる資産のうち不動産及び不動産を信託する信託の受益権への投資を基本とするが、投資環境、資産規模等によっては、不動産及び不動産を信託する信託の受益権以外の不動産等及び不動産対応証券への投資を行う。 <p>第32条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <ol style="list-style-type: none">1. （現行のとおり）2. （現行のとおり）3. （現行のとおり）4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。



現 行 規 約	変 更 案
(1) 預金 (2) コール・ローン (3) 国債証券 (4) 地方債証券 (新設) (5) 特別の法律により法人の発行する債券（証券取引法第2条第1項第3号で定めるものをいう。） (6) 譲渡性預金証書 (7) コマーシャル・ペーパー (8) 資産流動化法に規定する特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいう。） (9) 貸付債権信託の受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいう。） (10) 金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。）第3条第11号に定めるもの（ただし、預金及びコール・ローンを除く。）をいう。） (11) 信託財産を本項第1号乃至第10号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。） (12) 金融先物取引等に係る権利（投信法施行令第3条第13号で定めるものをいう。） (13) 金融デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令第3条第14号に定めるものをいう。）	(1) 預金 (2) コール・ローン (3) 国債証券 (4) 地方債証券 (5) 社債券 (6) 特別の法律により法人の発行する債券（証券取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下「証券取引法」という。）第2条第1項第3号で定めるものをいう。） (7) 譲渡性預金証書 (8) コマーシャル・ペーパー (9) 資産流動化法に規定する特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいう。） (10) 貸付債権信託の受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいう。） (11) 金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。）第3条第11号に定めるもの（ただし、預金及びコール・ローンを除く。）をいう。） (12) 信託財産を本項第1号乃至第11号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。） (13) 金融先物取引等に係る権利（投信法施行令第3条第13号で定めるものをいう。） (14) 金融デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令第3条第14号に定めるものをいう。）



現 行 規 約	変 更 案
<p>5. 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) <u>温泉法(昭和23年法律第125号。その後の改正を含む。)</u>第2条第1項に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</p> <p>(3) <u>信託財産を前各号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</u></p> <p>第32条(投資制限)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人は、前条第4項第12号及び第13号に掲げる金融先物取引等及び金融デリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p> <p>第33条(収入金等の再投資) (記載省略)</p> <p>第34条(組入資産の貸付)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人は、不動産の賃貸に際し、敷金又は保証金等これらに類する金銭を収受することがあり、かかる収受した金銭を第29条及び第30条に従い運用する。</p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>5. 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1) (現行のとおり) (削除)</p> <p>(2) <u>信託財産を前号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</u></p> <p>第33条(投資制限)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 本投資法人は、前条第4項第13号及び第14号に掲げる金融先物取引等及び金融デリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>4. (現行のとおり)</p> <p>第34条(収入金等の再投資) (現行のとおり)</p> <p>第35条(組入資産の貸付)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 本投資法人は、不動産の賃貸に際し、敷金又は保証金等これらに類する金銭を収受することがあり、かかる収受した金銭を第30条及び第31条に従い運用する。</p> <p>3. (現行のとおり)</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 7 章 資産の評価</p> <p>第35条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) 第31条第2項第1号、第2号及び第3号に定める不動産、不動産の賃借権及び地上権</p> <p>取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価する。なお、建物及び設備等についての減価償却額の算定方法は定額法による。ただし、本投資法人が採用する算定方法が合理的な理由により適当ではないと判断する場合でかつ投資者保護上、問題ないと合理的に判断できる場合には、法令に従い他の算定方法に変更することができるものとする。</p> <p>(2) 第31条第2項第4号に定める不動産、土地の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権</p> <p>信託財産が本項第1号に掲げる資産の場合は本項第1号に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 資産の評価</p> <p>第36条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) 第32条第2項第1号、第2号及び第3号に定める不動産、不動産の賃借権及び地上権</p> <p>取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価する。なお、建物及び設備等についての減価償却額の算定方法は定額法による。ただし、本投資法人が採用する算定方法が合理的な理由により適当ではないと判断する場合でかつ投資者保護上、問題ないと合理的に判断できる場合には、法令に従い他の算定方法に変更することができるものとする。</p> <p>(2) 第32条第2項第4号に定める不動産、土地の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権</p> <p>信託財産が第1号に掲げる資産の場合は第1号に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 第31条第2項第5号に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産の構成資産が本項第1号に掲げる資産の場合は、本項第1号に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(4) 第31条第2項第6号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が本項第1号に掲げる資産の場合は、本項第1号に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>	<p>(3) 第32条第2項第5号に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(4) 第32条第2項第6号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>(5) 第31条第2項第7号に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産である匿名組合出資持分について本項第4号に従った評価を行い、金融資産及び負債については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(6) 第31条第3項及び第31条第4項第3号乃至第9号に定める有価証券当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いる。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価する。</p> <p>(7) 第31条第4項第10号に定める金銭債権 取得価額から、貸倒引当金を控除した金額により評価する。ただし、当該金銭債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価する。</p>	<p>(5) 第32条第2項第7号に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産である匿名組合出資持分について第4号に従った評価を行い、金融資産及び負債については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(6) 第32条第3項及び第32条第4項第3号乃至第10号に定める有価証券当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いる。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価する。</p> <p>(7) 第32条第4項第11号に定める金銭債権 取得価額から、貸倒引当金を控除した金額により評価する。ただし、当該金銭債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価する。</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>(8) 第31条第4項第11号に定める金銭の信託の受益権 投資運用する資産に応じて、<u>本項</u>第1号乃至第7号、第9号及び第10号に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(9) 第31条第4項第12号及び第13号に定める金融先物取引等及び金融デリバティブ取引に係る権利</p> <p>① (記載省略) ② (記載省略) (新設)</p> <p>(10) (記載省略)</p> <p>2. 資産運用報告書等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、<u>下記のように</u>評価するものとする。</p> <p>(1) (記載省略) (2) (記載省略)</p> <p>3. 本投資法人の資産評価の基準日は、第37条に定める各決算期とする。ただし、第31条第3項及び第4項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。</p>	<p>(8) 第32条第4項第12号に定める金銭の信託の受益権 投資運用する資産に応じて、第1号乃至第7号、第9号及び第10号に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(9) 第32条第4項第13号及び第14号に定める金融先物取引等及び金融デリバティブ取引に係る権利</p> <p>① (現行のとおり) ② (現行のとおり) ③ <u>上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとする。</u></p> <p>(10) (現行のとおり)</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、<u>次の各号に掲げる投資対象資産</u>について、前項と異なる方法で評価する場合には、<u>それぞれ当該各号に掲げる方法により</u>評価するものとする。</p> <p>(1) (現行のとおり) (2) (現行のとおり)</p> <p>3. 本投資法人の資産評価の基準日は、第38条に定める各決算期とする。ただし、第32条第3項及び第4項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>第8章 借入れ及び投資法人債の発行</p> <p>第36条 (借入金及び投資法人債発行の限度額等)</p> <ol style="list-style-type: none">1. (記載省略)2. (記載省略)3. (記載省略)4. (記載省略) <p>第9章 計算</p> <p>第37条 (営業期間及び決算期)</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月末日まで、及び8月1日から1月末日まで(以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。)とする。<u>ただし、設立当初の第1期営業期間は、本投資法人設立の日から平成18年1月末日までとする。</u></p> <p>第38条 (金銭の分配の方針)</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>①投資主に分配する金銭の総額のうち、投信法第136条第1項に定める利益の金額(本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額等を控除して算出した額をいう。)は、わが国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算されるものとする。</p>	<p>第8章 借入れ及び投資法人債の発行</p> <p>第37条 (借入金及び投資法人債発行の限度額等)</p> <ol style="list-style-type: none">1. (現行のとおり)2. (現行のとおり)3. (現行のとおり)4. (現行のとおり) <p>第9章 計算</p> <p>第38条 (営業期間及び決算期)</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月末日まで、及び8月1日から<u>翌年</u>1月末日まで(以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。)とする。</p> <p>第39条 (金銭の分配の方針)</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>①投資主に分配する金銭の総額のうち、投信法第136条に定める利益の金額(本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額等を控除して算出した額をいう。)は、わが国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算されるものとする。</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>②分配金額は、原則として租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第67条の15に規定される本投資法人の配当可能所得の金額の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) 分配金の分配方法 本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載のある投資主又は登録質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。また、本投資法人は、営業期間中に新たに発行された投資口に関する金銭の分配額について、役員会の決定により、日割りにより計算することができる。</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) 投信協会規則 本投資法人は、上記第1号乃至第4号のほか、金銭の分配にあたっては、社団法人投資信託協会の定める規則等に従うものとする。</p> <p>第39条（投資信託委託業者に対する資産運用報酬） (記載省略)</p> <p>第10章 業務及び事務の委託</p> <p>第40条（業務及び事務の委託）</p> <p>1. (記載省略)</p>	<p>②分配金額は、原則として租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能所得の金額の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 分配金の分配方法 本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) 投信協会規則 本投資法人は、前各号の他、金銭の分配にあたっては、社団法人投資信託協会の定める規則等に従うものとする。</p> <p>第40条（投資信託委託業者に対する資産運用報酬） (現行のとおり)</p> <p>第10章 業務及び事務の委託</p> <p>第41条（業務及び事務の委託）</p> <p>1. (現行のとおり)</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であって、投信法第111条に定める事務（以下「一般事務」という。）については第三者に委託する。</p> <p>3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務、投資法人債の名義書換に関する事務、投資法人債の発行に関する事務及び投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第124条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）は、適宜、役員会が定める一般事務受託会社に対し、当該各事務を委託することとする。</p> <p><u>第11章 成立時の投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者</u></p> <p><u>第41条（成立時の資産運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要）</u></p> <p><u>本投資法人の成立時の資産運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者の名称、住所並びに締結すべき契約の概要は、本規約の一部を構成する別紙2に定めるとおりとする。</u></p>	<p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であって、投信法第117条に定める事務（以下「一般事務」という。）については第三者に委託する。</p> <p>3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を<u>引き受ける者</u>の募集に関する事務、投資法人債<u>原簿の作成及び備え置き</u>その他の<u>投資法人債原簿</u>に関する事務、投資法人債の発行に関する事務及び投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第169条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第12章 附則</p> <p><u>第42条（設立企画人）</u> 本投資法人の設立企画人の名称及び住所は以下のとおりである。 名称：三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 住所：東京都千代田区神田錦町三丁目5番地1</p> <p><u>第43条（設立企画人報酬）</u> 設立企画人は、本投資法人の設立に係る成立までの役務に対する報酬として、9,500万円を受領する。</p> <p><u>第44条（投資法人の負担に帰すべき設立費用並びにその内容及び金額）</u> 本投資法人の負担に帰すべき設立費用は、本投資法人の設立に係る専門家（弁護士、公認会計士及び税理士等を含む。）に対する報酬及びその他設立のための事務に必要な費用（設立登記の登録免許税、創立総会に関する費用、投信法第187条に規定する登録のために支出した費用及び投資証券の作成印刷費等を含む。）とし、その金額は1,000万円を上限とする。</p> <p><u>第45条（設立の際に発行する投資口の発行価額及び口数）</u> 本投資法人の設立の際に発行する投資口の発行価額は1口当たり50万円とし、発行口数は1,000口とする。 (新設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">第11章 附則</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>第42条（短期投資法人債）</u> 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）第5条の規定の施行の日において、第37条第1項中「投資法人債」の次に「（短期投資法人債を含む。以下本条において同じ。）」を加える。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>



現 行 規 約	変 更 案
制定 平成17年2月18日 変更 平成17年3月2日	制定 平成17年2月18日 変更 平成17年3月2日 変更 平成18年11月22日
別紙1 投資信託委託者に対する資産運用報酬 (記載省略)	別紙1 投資信託委託者に対する資産運用報酬 (現行のとおり)
別紙2 成立時の資産の運用を行う投資信託委託者、一般事務受託者及び資産保管会社 (記載省略)	(削除)



第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員山川 亮は、平成19年2月22日をもって任期満了となりますが、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任し、あらためて執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成18年10月24日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴
山 川 亮 (昭和32年6月18日)	昭和55年4月 三井物産株式会社入社 物資建設会計部
	昭和58年5月 同 海外建設部
	平成5年8月 米国MBK Newport Inc. 米国MBK Real Estate Ltd.
	平成10年4月 同 国際プロジェクト部
	平成11年7月 同 開発建設部
	平成14年6月 ジャパン リアルエステイト アセット マネジメン ト株式会社
	平成16年7月 三井物産株式会社 金融市場本部企業投資開発部RE IT室
	平成16年7月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 代 表取締役(現在に至る)
	平成17年2月 本投資法人 執行役員(現在に至る)

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の代表取締役であります。平成17年2月17日付にて、金融庁長官より投資信託委託業者の取締役についての投信法第13条に基づく兼職承認を取得しております。

第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員東 哲也及び永沢 徹は、平成19年2月22日をもって任期満了となりますが、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任し、あらためて監督役員2名の選任をお願いするものであります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	東 哲也 (昭和32年2月10日)	昭和59年10月 昭和監査法人(現新日本監査法人)入所 昭和63年3月 公認会計士登録 昭和63年8月 税理士登録 昭和63年12月 東公認会計士事務所開設(現在に至る) 平成17年2月 本投資法人 監督役員(現在に至る)
2	永沢 徹 (昭和34年1月15日)	昭和59年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 昭和59年4月 梶谷総合法律事務所入所 平成7年4月 永沢法律事務所(現永沢総合法律事務所)開設 (現在に至る) 平成17年2月 本投資法人 監督役員(現在に至る)

- ・上記監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

参考情報

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の規約第15条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上



投資主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区神田美土代町7番地

ベルサール神田 ROOM1 (住友不動産神田ビル3階)

お問い合わせ先 03-5259-6050

(三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社)



【交通】

- JR線「神田駅」 北口出口 徒歩6分
- 銀座線「神田駅」 4番出口 徒歩6分
- 千代田線「新御茶ノ水駅」 B6番出口 徒歩2分
- 新宿線「小川町駅」 B6番出口 徒歩2分
- 丸ノ内線「淡路町駅」 B6番出口 徒歩2分
- 丸ノ内線・半蔵門線・東西線・三田線・千代田線「大手町駅」 C1番出口 徒歩8分
- 駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。